(c)　第五十二条の規定に基づいて設置される資金供与の制度に基づく資金であって、能力の開発及び海洋技術の移転を推進し、及び実施するためのもの（ニーズの評価の実施のためのものを含む。）を特定し、及び動員すること。

(d)　合意された指標に基づいて実施状況を測定し、及び結果に基づく分析（この協定に基づく能力の開発及び海洋技術の移転の結果、成果、進捗状況及び実効性並びに成功及び課題に関するものを含む。）を検討すること。

(e)　事後の活動のための勧告（この協定の目的を達成するため、開発途上にある島嶼国及び後発開発途上国の特別の事情を考慮して、開発途上国である締約国がこの協定の実施を強化することを可能とするために、能力の開発及び海洋技術の移転をいかなる方法で一層強化することができるかについての勧告を含む。）を行うこと。

3　締約国は、能力の開発及び海洋技術の移転の監視及び検討を支援するに当たり、能力開発・海洋技術移転委員会に報告書を提出する。当該報告書は、同委員会の勧告を考慮して、締約国会議が決定する様式及び間隔で提出すべきである。締約国は、報告書の提出に当たり、適当な場合には、地域的及び小地域的な機関からの能力の開発及び海洋技術の移転に関する意見を考慮する。締約国が提出した報告書並びに地域的及び小地域的な機関からの能力の開発及び海洋技術の移転に関する意見は、公に利用可能なものとすべきである。締約国会議は、特に開発途上国である締約国にとって、報告の義務が簡素化されたものであって重いものでないもの（費用及び時間についての要件に関するものを含む。）とすることを確保する。

第四十六条　能力開発・海洋技術移転委員会

1　この協定により能力開発・海洋技術移転委員会を設置する。

2　能力開発・海洋技術移転委員会は、ジェンダーの均衡及び衡平な地理的配分を考慮し、並びに同委員会において後発開発途上国、開発途上にある島嶼国及び内陸国である開発途上国からの委員が代表することについて定めた上で、この協定の最善の利益のために客観的に職務を遂行するための適当な資格及び専門知識を有する委員であって、締約国が指名し、締約国会議が選出するもので構成される。同委員会の運営のための付託事項及び方法は、締約国会議がその第一回会合において決定する。

3　能力開発・海洋技術移転委員会は、報告書及び勧告を提出する。締約国会議は、当該報告書及び勧告を検討し、並びに適当なときは、当該報告書及び勧告について措置をとる。

第六部　制度的な措置

第四十七条　締約国会議

1　この協定により締約国会議を設置する。

2　締約国会議の第一回会合は、国際連合事務総長がこの協定の効力発生の後一年以内に招集する。その後は、締約国会議の通常会合は、締約国会議が決定する一定の間隔で開催する。締約国会議の特別会合は、手続規則に従い、その他の場合において開催することができる。

3　締約国会議は、通常、事務局の所在地又は国際連合本部において会合する。

4　締約国会議は、その第一回会合において、締約国会議及びその補助機関の手続規則並びに締約国会議の予算並びに事務局及び当該補助機関の予算を規律する財政規則をコンセンサス方式によって採択するものとし、その後は、締約国会議が新たな補助機関を設置する場合には、その手続規則及び財政規則をコンセンサス方式によって採択する。手続規則が採択されるまでの間については、海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する法的拘束力のある国際的な文書についての政府間会議の手続規則が適用される。

5　締約国会議は、決定及び勧告をコンセンサス方式によって採択するためにあらゆる努力を払う。この協定に別段の定めがある場合を除くほか、コンセンサスに達するためのあらゆる努力が払われた場合には、実質問題についての締約国会議の決定及び勧告は、出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で採択するものとし、手続問題についての決定は、出席しかつ投票する締約国の過半数による議決で採択する。

6　締約国会議は、この協定の実施を常に検討し、及び評価し、並びにこの目的のために次のことを行う。

(a)　この協定の実施に関連する決定及び勧告を採択すること。

(b)　この協定の実施に関連する締約国間の情報の交換を検討し、及び促進すること。

(c)　いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に向けた取組の間の整合性を促進することを目的として、関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関との協力及び協調並びにそれらの間の協力及び協調を促進すること（適当な手続を定めることによるものを含む。）。

(d)　この協定の実施を支援するために必要と認められる補助機関を設置すること。

(e)　コンセンサスに達するためのあらゆる努力が払われた場合には、出席しかつ投票する締約国の四分の三以上の多数による議決で、締約国会議が決定する会計期間に関する予算を採択すること。

(f)　この協定において特定され、又はこの協定の実施のために必要とされるその他の任務を遂行すること。

7　締約国会議は、その権限の範囲内の事項について提出された提案のこの協定との適合性に関する法律問題について勧告的意見を与えるよう国際海洋法裁判所に要請することを決定することができる。他の世界的な、地域的な、小地域的な若しくは分野別の機関の権限の範囲内の事項又は大陸若しくは島の領土に対する主権その他の権利若しくはこれらに対する主張に関する紛争若しくはある区域の国の管轄の下にある区域としての法的地位についての検討が必要となる事項については、勧告的意見を要請してはならない。要請には、勧告的意見が求められている法律問題の範囲を示すものとする。締約国会議は、勧告的意見の付与について、緊急に処理を要する事項として取り扱われるよう要請することができる。

8　締約国会議は、この協定の効力発生から五年以内に、その後は締約国会議が決定する間隔で、この協定の規定の妥当性及び有効性を評価し、及び検討するものとし、必要な場合には、いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に一層適切に取り組むため、この協定の規定の実施を強化する方法を提案する。

第四十八条　透明性

1　締約国会議は、この協定に基づいて行われる意思決定過程その他の活動において透明性を促進する。

2　全ての締約国会議の会合及びその補助機関の会合は、締約国会議が別段の決定を行う場合を除くほか、手続規則に従って参加するオブザーバーに開放される。締約国会議は、その決定の公的な記録を公表し、及び保持する。

3　締約国会議は、適当な場合には、この協定の規定に従い、情報を公に周知すること並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関、関連する伝統的な知識を有する先住民及び地域社会、科学界、市民社会その他の関連する利害関係者の参加並びに当該利害関係者との協議を促進することを通じて行う場合を含め、この協定の実施における透明性を促進する。

4　この協定の非締約国並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関、関連する伝統的な知識を有する先住民及び地域社会、科学界、市民社会その他の関連する利害関係者の代表者であって、締約国会議に関する事項に利害関係を有するものは、締約国会議の会合及びその補助機関の会合にオブザーバーとして参加することを要請することができる。締約国会議の手続規則は、そのような参加の方法について定めるものとし、これらの会合への参加に関して不当に制限的であってはならない。手続規則は、また、当該代表者が全ての関連する情報に適時にアクセスすることができることを定めるものとする。